

第9回八幡市農業委員会議事録

令和6年4月5日（火） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 第3会議室

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和6年4月5日開催の第9回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （符川 亮 ） _____

署名委員 （金谷 泰宏） _____

案 件

議案第 27 号 農地法第 3 条許可申請審議の件

議案第 28 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件（入口）

議案第 29 号 2 アール未満の農業用施設の届け出について

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	長村 信幸	西村 忠雄	符川 亮
金谷 泰宏	辻 典彦	前田 孝文	奥村 芳治
西川 茂男	猪飼 美和子		

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	堀口 雅智	

事務局

岩崎 真哉	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今から、第9回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、14名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号10番 辻 典彦 委員と議席
番号11番 奥村 芳治 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第27号 農地法第3条許可申請審議の件」を議 題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 議案第27号農地法第3条許可申請審議の件についてご説明申し上げ ます。 譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 美濃山出島 地目 畑、面積800㎡ NO2 申請物件所在 美濃山狐谷 地目 畑、面積661㎡ でございます。 (法説明) NO1、NO2譲受人それぞれにつきまして、農業経験や労働力、農 機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思わ れますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	議案第27号の案件につきまして、さる3月26日に農業振興部会を 開催し、協議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第27号 農地法第3条許可申請 審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認 の件(入口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認の件(入

	<p>口) の件につきましてご説明申し上げます。</p> <p>特例を受ける農地 戸津北小路 地目 畑、面積 2,948 m² 他7筆 被相続人 相続人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>(説明)</p> <p>本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続においても 租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者であると思 われます。承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>議案第28号の案件につきましても、さる3月26日に農業振興部会 を開催し、現地確認のうえ協議の結果、部会としては異議はございませ ん。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第28号 相続税の納税猶予に関 する適格者証明願承認の件(入口)」につきましては、承認すること といたします。</p> <p>次に「議案第29号 2アール未満の農業用施設の届け出について」 を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第29号 2アール未満の農業用施設の届出についてご説明申し 上げます。 届け出物件の所在 岩田岩ノ前、地目 畑、面積734 m²のうち 194.45 平方メートル 届出人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>(法説明)</p> <p>本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する2アール未満の農 業用施設であります。承認については、問題ないものと考えます。</p> <p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
議 長	<p>議案第29号につきまして、さる3月29日に部会を開催し、協議い たしましたが、部会として異議はありません。</p>
農地転用 部会長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>

委員一同 議 長	(異議ナシ) 「異議ナシ」でございますので、「議案第 29 号 2 アール未満の農業用施設の届け出について」は承認することといたします。 以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------